

# 富士電機ホールディングス株式会社株式取扱規則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主権行使の手続等については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び証券会社、信託銀行等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款第11条の規定に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店

## 第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 株主名簿への記録及び株主名簿記載事項の変更は、法令の定めるところにより、総株主通知等機構からの通知により行うものとする。

- 2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
- 3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。
- 4 当会社は、株主に対して通知をするために必要がある場合、現在の株式保有者を株主名簿に反映させるべきであると取締役会が判断した場合その他正当な理由がある場合には、機構に対して社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第151条第8項の請求をすることができる。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第4条 株主及び登録株式質権者（以下「株主等」という。）は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主等は、前条第2項に規定する場合には、その氏名又は名称及び住所を株主名簿管理人に届け出るものとする。
- 3 前2項の届出事項につき変更があった場合には、株主等は、変更後の届出事項を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

(法人の代表者)

第5条 法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(共有株式の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

- 2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

- 2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(外国居住株主等の通知を受ける場所の届出)

第8条 外国に居住する株主等又はその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受ける場所を定め、常任代理人の氏名若しくは名称及び住所又は通知を受ける場所を、機構の定めるところにより、証券会社等又は機構を通じて届け出るものとする。

2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(機構経由の確認方法)

第9条 前5条の届出が証券会社等又は機構を通じて提出された場合は、株主等、法定代理人その他届出を行う権限を有する者本人からの届出とみなす。

### 第3章 株 主 確 認

(株主確認)

第10条 株主が請求その他株主権行使又は届出(以下「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、又は提供するものとする。但し、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等又は機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等を要しないものとするができる。

3 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続のほか、株主が署名又は記名押印した委任状(会社が委任状の成立の真正を確認する必要があると認めるときは、委任状及び印鑑登録証明書その他成立の真正を証する資料)を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の代理人について準用する。

5 当会社は、請求等を行う者について第1項、第3項及び第4項に規定する確認が完了するまでの間は請求等の受理を留保することができる。

6 当会社は、株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要な場合、特定の者が株主として請求等をしようとする旨認知した場合その他正当な理由がある場合には、機構又は証券会社等に対して、振替法第277条の請求をすることができる。

### 第4章 株 主 権 行 使 の 手 続

#### 第1節 単元未満株式の買取り

(単元未満株式の買取請求の方法)

第11条 単元未満株式の買取請求をするときは、証券会社等又は機構を通じて行うものとする。

2 前項の買取請求をした者は、当該請求を撤回することができない。但し、当会社が承諾したときはこの限りでない。

(買取価格の決定)

第12条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が第2条の株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の株式会社東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。但し、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項の買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第13条 当会社は、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。但し、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までを買取代金を支払うものとする。

2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第14条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振り替えるものとする。

## 第2節 単元未満株式の買増し

(単元未満株式の買増請求の方法)

第15条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)するときは、証券会社等又は機構を通じて行うものとする。

2 前項の買増請求をした者は、当該請求を撤回することができない。但し、当社が承諾したときはこの限りでない。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第16条 同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超過しているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第17条 買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増価格の決定)

第18条 買増単価は、買増請求の効力発生日の株式会社東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。但し、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項の買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第19条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金が当社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第20条 当社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3月31日
- (2) 9月30日
- (3) その他機構が定める株主確定日等

2 前項にかかわらず、当社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができる。

## 第3節 少数株主権等の行使

(少数株主権等の行使)

第21条 振替法第147条第4項に規定する少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、法令の定める期間内に、個別株主通知の申出をしたうえ、当社の定める方式による書面により行うものとする。

(株主提案権の行使に関する特則)

第22条 前条の定めるところにより、株主提案権を行使する場合において、提出議案に関する次の事項について、それぞれ次に掲げる分量を超える場合には、株主総会参考書類にはその概要を記載することができるものとする。

- (1) 提案の理由  
各議案ごとに1,000字
- (2) 提案する議案が取締役、監査役又は会計監査人の選任に関する議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項  
各候補者ごとに500字  
但し、候補者が社外取締役候補者又は社外監査役候補者であるときは各候補者ごとに2,000字とする。

#### 第4節 株 主 確 認

(株主確認)

第23条 第10条第1項、第3項及び第4項の規定は、少数株主権等以外の株主権の行使について準用する。

#### 第5章 特 別 口 座 の 特 例

(特別口座の特例)

第24条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

#### 第6章 手 数 料

(手数料)

第25条 当会社の株式の取扱いに関する手数料は無料とする。

2. 株主その他の者が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、各自の負担とする。

#### 第7章 雑 則

(改正)

第26条 この規則の改正は、取締役会の決議によるものとする。

(制 定)	2009年1月5日	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく株式等振替制度（株券電子化）の施行に伴い、従来の株式取扱規則を廃止し、新たに制定。
(変 更)	2009年5月22日 2009年6月24日 2010年1月6日	